

徳島県告示第五百六十号

松茂町長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十二月六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（空中写真撮影及び写真地図作成）	板野郡松茂町全域	令和元年十二月一日から 令和二年三月三十一日まで